

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	パートタイム労働対策推進のための税制上の所要の措置 (国税 23)(所得税:外 法人税:義) (地方税 23)(法人住民税:義)
2	要望の内容	<p>【現行制度の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 20 年 4 月から施行された改正パートタイム労働法では、事業主は、パートタイム労働者と正社員との均等・均衡待遇の確保や正社員への転換を推進するための措置を講じることにされていることから、同法に基づき、都道府県労働局雇用均等室で、事業主に対する助言・指導等を行っている。 ○ パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保や正社員への転換に取り組む事業主を支援するため、均衡待遇・正社員化推進奨励金を支給し、その取組を促進している。 <p>【要望内容の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ パートタイム労働者の雇用管理の改善につながる一定の取組(職務評価の導入、正社員又は短時間正社員転換等)を実施した事業主に対し、税制上の所要の措置を講じる。
3	担当部局	雇用均等・児童家庭局短時間・在宅労働課
4	評価実施時期	平成 24 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	-
6	適用又は延長期間	-
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 パートタイム労働者の待遇を改善していくためには、パートタイム労働法に基づく規制的手段のみでは十分ではなく、事業主の自主的な取組を促すことが不可欠である。そのため、パートタイム労働法の見直しにあわせ、パートタイム労働者の待遇改善に取り組む事業主に対する税制上の優遇措置を講じる必要がある。</p> <p>《政策目的の根拠》 パートタイム労働法第 4 条第 1 項で、「短時間労働者の雇用管理の改善等の促進その他その福祉の増進を図るために必要な施策を推進するように努める」とこととされている。</p> <p>また、「日本再生戦略」(平成 24 年 7 月 31 日閣議決定)で、デフレ脱却と経済活性化に向け、「非正規雇用と正規雇用の均等・均衡処遇の実効性を高め、キャリア形成や正規雇用転換を支援する」こと、「分厚い中間層の復活」のため、「全員参加型社会の実現を図り」、「非正規雇用と正規雇用の枠を超え、仕事の価値に見合った公正な処遇の確保に向けた雇用の在り方の実現を目指す」ことが必要とされている。また、[生活・雇用戦略]として、「同一価値労働同一賃金に向けた均等・均衡待遇…により雇用の質の向上を図る」ことが掲げられている。</p>

		② 政策体系における政策目的の位置付け	基本目標VI: 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること 施策大目標1: 男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進すること 「日本再生の基本戦略」 III-2-(2) 人を動かす IV-2-(2)-① すべての人々のための社会・生活基盤の構築
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 パートタイム労働者の均等・均衡待遇及び正社員への転換を推進すること 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 - 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 -
		8 有効性等	① 適用数等
		② 減収額	-
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:-) パートタイム労働者の公正な待遇の確保や、パートタイム労働者が正社員と同等の評価・待遇が得られる働き方を促進することにより、パートタイム労働者の待遇の改善につながる。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:-) - 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:-) - 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:-) -

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>政策目的の達成のためには、パートタイム労働法に基づく規制的手段のみでは十分ではなく、事業主の自主的な取組を促すことが不可欠であるが、社会経済状況が厳しい中、パートタイム労働者の雇用管理を改善していくことは事業主にとって一定の負担につながり得るものであることから、その実現には、まずは、成長企業における取組が期待されるものであり、事業主に対する効果的なインセンティブとして、本租税特別措置等は必要かつ適切である。</p> <p>なお、「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」(平成22年9月10日閣議決定)で、「新成長戦略実現、特に、「雇用」を基軸とした経済成長を推進する観点から、(中略)①健康・環境分野等をはじめとする雇用の創出のほか、②正規雇用化、③育児支援、④障がい者雇用などの視点を踏まえ、例えば、雇用の増加に応じ、企業の税負担を軽減する措置を講ずるなど、有効な税制措置の具体化を図る。」とされており、本要望はこれに基づく要望である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>有期契約労働者、パートタイム労働者、派遣労働者等に対する正規雇用への転換、人材育成、処遇改善等を行う事業主への助成(来年度、均衡待遇・正社員化推進奨励金を改組予定)は、パートタイム労働者を含む非正規労働者のキャリアアップの促進の観点から、欠損法人を含む法人全体を対象とする支援として実施するものであるのに対し、税制上の優遇措置は、パートタイム労働者の公正な待遇やパートタイム労働者が正社員と同等の評価・待遇が得られる働き方を実現することがより期待できる成長企業等に対して、その税負担を軽減するものである。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>パートタイム労働法第4条第2項で、地方公共団体は、国の施策と相まって、短時間労働者の福祉の増進を図るために必要な施策を推進するように努めるものとされている。</p>
10	有識者の見解	-	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	-	